

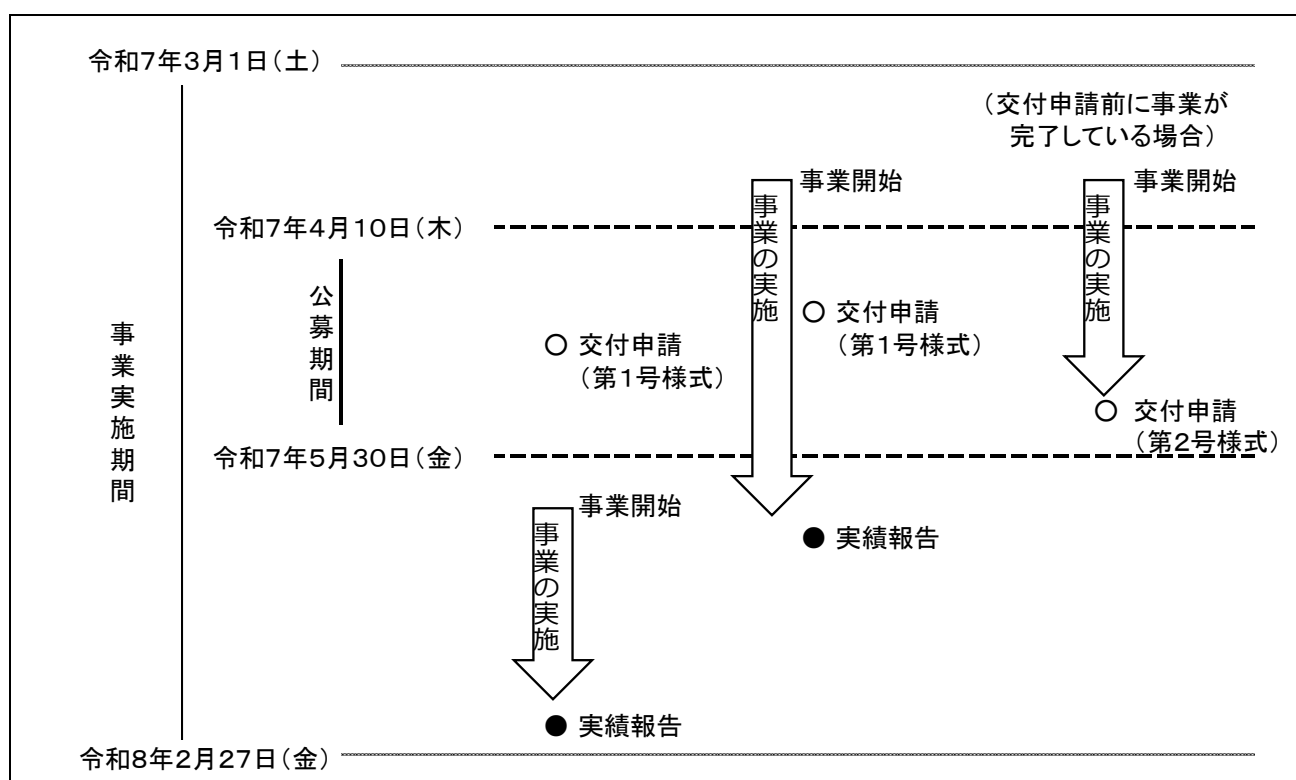
京都市林業経営安定支援事業補助金 募集要項

1 事業の概要

エネルギー価格をはじめとする物価高騰等が林業の生産活動に影響を及ぼす中、経営力向上に意欲的に取り組む林業者等に対して、林業の経営安定を目的に、生産性向上・コスト低減等に資する機器・設備の導入等に係る経費を支援します。

2 補助事業の流れ

補助事業の流れは、次図を参照してください。



※事業開始日は、導入しようとする機器・設備の売買契約を締結した日又は購入の申込（発注）を行った日とします。

※実績報告時には、原則として納品及び購入先への支払まで完了させる必要があります。

※補助金交付決定は、交付申請から60日以内を目安に行いますが、諸般の事情により前後することがあります。

3 事業実施期間

(1) 補助金の対象は、事業実施期間に行った事業です。（⇒「6 補助金の交付対象となる事業」）

(2) 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、

令和7年3月1日(土)から令和8年2月27日(金)までです。

(3) 事業実施期間内であれば、交付申請前に実施した事業も対象となります。ただし、補助金の交付をお約束するものではありません。

4 公募期間

- (1) 補助金の交付を受けるためには、公募期間内に交付申請を行う必要があります。
- (2) 公募期間は、令和7年4月10日（木）から令和7年5月30日（金）までです。

5 補助対象者

本事業の交付対象者は、(1) (2) のいずれかです。

- (1) 市内に在住又は主たる事業所を有し、市内の森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を実施する者（森林作業道の開設等土木作業のみに従事している者は除く。）であって、次のいずれかに該当する者

- ・ 労確法に基づく認定事業主
 - 〔 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づく計画の認定を受けた事業主 〕
- ・ 森林経営管理法に基づく民間事業者
 - 〔 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条に基づく経営管理実施権の設定を受け、ることを希望する民間事業者 〕
- ・ 新たな森林経営担い手支援事業の補助金の交付を受けた事業者
- ・ 事業協同組合
 - 〔 林業生産活動を行う者で組織され、中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）の規定に基づき設立された事業協同組合 〕
- ・ 前に掲げる者のほか、令和5年分又は令和6年分の税務申告をした林業者

- (2) 市内に主たる事業所を有する原木市場

6 補助金の交付対象となる事業

補助の対象となるのは、下表に掲げる事業です。

次に掲げる取組のいずれかを行うために必要な機器・設備の導入又は施設の整備

- (1) 生産量の増加
- (2) 森林整備面積の増加
- (3) 生産性の向上
- (4) 経営コスト縮減

本事業は、下記のようなものが補助の対象の例として挙げられます。

〈補助対象例〉

- ・ 林業用機械の導入
 - 植林用自動穴掘機 下刈作業車 ドローン グラップル グラップルソー ハーベスタ
 - プロセッサ フォワーダ スイングヤーダ フェラーバンチャ 搬器 オートチョーカー

集材機 枝打ちロボット 木材運搬用トラック

・ 林業用装具・機器の導入

パワーアシストスーツ ファン又はヒーター付ジャケット デジタルコンパス

G N S S 測量機器 測量ソフト 丸太検収システム 高性能パソコン オートグラインダー

・ 特に公益性の高い施設における拡張整備

原木市場の土場拡張整備

ただし、機械・設備の導入については、下記に定める基準を満たすものとします。

- (1) ドローンは、架線敷設作業を含む林業用資材運搬又は空中写真の撮影等による森林調査を目的とするものに限る。林業用資材運搬用ドローンにあっては、最大搭載重量が概ね 10 kg 以上であること。森林調査用ドローンにあっては、撮影した空中写真のオルソ化、3D化等が行える撮影データ処理ソフトと一体的に導入する場合に限る。
- (2) 木材運搬用トラックは、次の条件を満たすこと。
 - ・ 車体に事業名、法人名（屋号含む）等が印刷されていること。
 - ・ 任意保険の使用目的設定が「業務使用」であること。
 - ・ 林業用に架装していること。
- (3) 高性能パソコンは、G N S S 測量機器、森林調査用ドローン等で取得した高度な森林資源及び地形の情報を森林 G I S 等により処理する解析用システムとして利用するもので、かつ、そのために必要な性能を有したものを、林業用機械・機器と一体的に導入する場合に限る。

7 補助対象経費

補助の対象となるのは、下表に掲げる経費です。

(1) 機器・設備の購入に要する経費

※ 次に掲げる経費は除く。

- ・ 既存の機器・設備の修繕、部品の交換に要する経費
- ・ 既存の機器・設備の代替として、同種、同能力以下のものの導入に要する経費（機器・設備の単純更新）

※ 次に掲げるものの導入に要する経費は除く。

- ・ 中古品
- ・ バックホー等林業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機器・設備
- ・ チェーンソーやチルホール等の伐倒関連機器・用具
- ・ ヘルメットや防護ズボン等の安全装具（熱中症及び防寒対策品を除く）
- ・ 掴み装置等のアタッチメントやクローラー等の部品単独

(2) 施設の拡張整備に要する経費

※ 既存の機器・設備の取壊し及び撤去に要する経費は除く。

※ 10万円以上の機械、器具を購入する場合は、価格比較による事業費の低減に努めることとし、複数の業者から徴収した見積書等の比較により契約決定された価格を補助対象経費とします（本要綱施行前に発注、購入しているもの又はやむを得ない事情により複数の業者から見積書

等を徴収することが難しい場合を除く）。

※国、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引きます。

※同一機器・設備を複数台導入する場合は、理由をお伺いする場合があります。

8 補助率及び補助金額

補助率	補助対象経費の5分の4以内
補助金額	上限800万円（千円未満切捨て）

※補助金の申請は、1補助対象者につき公募期間内1回限りです。

※補助申請額の総額が予算の上限に達した場合は、減額となる可能性があります。

9 申請手続（提出書類、提出方法）

提出書類

交付申請書は、第1号様式と第2号様式がありますので、進捗状況に応じて選択してください。

補助事業の実施前・実施中に交付申請を行う場合 ⇒ 第1号様式

交付申請前に事業が完了している場合 ⇒ 第2号様式

交付申請書は次の(1)～(7)の書類を添付してください。（○：必要、—：不要）

提出時に必要な書類				
書類名			第1号様式	第2号様式
(1) 経費内訳書（第1号様式別紙）			○	○
(2) 交付対象者であることを示す書類の写し				
(交付対象者の分類)	労確法に基づく認定事業主		—	—
	森林経営管理法に基づく民間事業者		—	—
	新たな森林経営担い手支援事業の補助金の交付を受けた事業者		—	—
	事業協同組合	定款又は規約、決算書等	○	○
	その他	確定申告書 等 ・確定申告書は、原則として、職種欄や業種欄で林業に従事していると判断できる必要があります。 ・職種欄や業種欄で林業に従事していると判断できない場合は、別途林業に従事していることがわかる書類（林業生産活動に関する契約書等）を求めます。 ※交付対象者の氏名や住所、職種等の必要箇所以外はマスキング（見えないように）処理していただいて構いません。（金額や相手方等）	○	○

(3) 見積書又は購入予定金額等経費が分かる書類の写し	○	書類がある場合
【10万円以上の機器・設備を導入する場合】 複数の業者等から徴収した見積書等 ※令和7年3月14日より前に発注、購入しているもの又はやむを得ない事情（特許権、専売権等）により複数の業者から見積書を徴収することが難しい場合を除く。	○	○
(4) 導入する（導入した）機器・設備等の仕様が確認できる資料（カタログ、図面等）の写し	○	○
(5) 機器・設備を導入したことが分かる写真	—	○
(6) 納品書、請求書、領収書の写し等支出金額が確認できる資料	—	○
【国、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合】 (7) 交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類 （交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し）	該当の場合	該当の場合

提出方法

持参、郵送又は電子メールにより御提出ください。

- ・提出書類は返却いたしませんので、控えを取り、保管いただきますようお願いします。
- ・メールでの申請は、PDFファイルで御提出ください。
- ・住所又は事務所所在地ごとに申請先が異なりますので、御注意ください。

巻末の「問合せ先、申請書等の提出先一覧」を御覧ください。

申請先		
住所又は事務所所在地	右京区京北地域 <u>以外</u> の方	京都市産業観光局農林振興室 林業振興課
	右京区京北地域の方	京都市産業観光局農林振興室 京北・左京山間部農林業振興センター

10 審査及び結果の通知

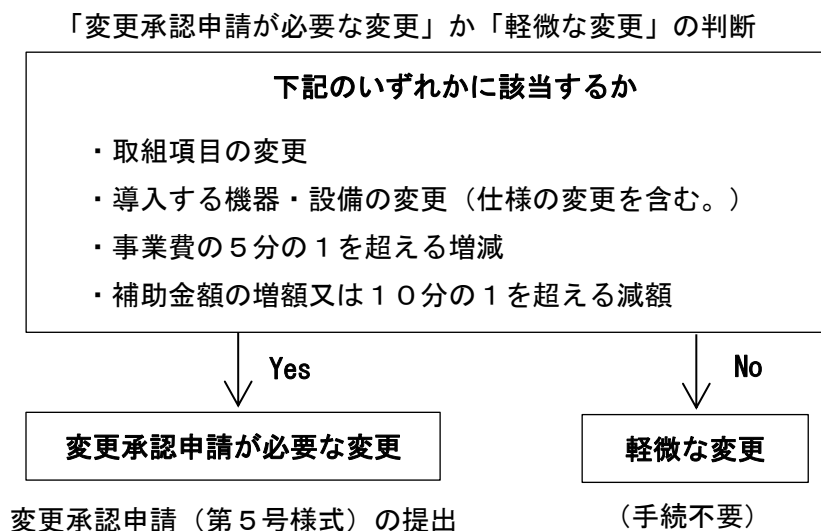
補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）の内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、文書により結果を通知します。

※補助事業の完了後に交付申請を行った場合は、交付すべき補助金の額を確定し補助金を支払います。

1.1 計画の変更、計画の中止・廃止

計画の変更

交付決定を受けた本事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、変更承認申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を受けてください。



【国、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合】 (4) 交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類 (交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し)	該当の 場合
--	-----------

※書類の提出がない場合は、当該経費については補助対象外となりますので、書類の整備・保管は必ず行ってください。

※納品日、領収書等の日付が令和8年2月27日（金）を越える場合は、原則補助対象外となりますので御注意ください。

※補助対象経費等については、P.3～4「7 補助対象経費」を御確認下さい。

完了検査及び補助金の支払

事業内容が交付決定通知に適合していると判断したものについて、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支払います。（交付決定額から減額される場合があります。）

1.3 補助金交付決定後の責務等

取得財産の取扱い

（1）本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得物品等」という。）については、補助事業の完了後においても、取得財産等管理台帳を整備するなど、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。

取得財産等管理台帳を整備する場合は、参考様式を活用いただけます。

（2）耐用年数が経過するまでは、市長の承認を得ずに処分（売却、廃棄、貸借、無償譲渡等）はできません。処分の申請を行う場合は、取得財産等処分承認申請書（第9号様式）を提出してください。

調査への回答

令和8年度に事業効果等に関する調査の実施を予定していますので、回答への御協力をお願いします。

1.4 その他

- ・本補助金と、国、地方公共団体等の他の補助金等を併給することは可能ですが、併給しようとする補助金等が併給可能か御確認下さい。また、併給する場合などは適切に報告を行ってください。
- ・各申請書等の提出は、各期日の午後5時必着とします。

問合せ先、申請書等の提出先一覧

組織名	京都市産業観光局農林振興室 林業振興課 (右京区京北地域 <u>以外</u> の方)
所在地	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
連絡先	Eメール : ringyosinko@city.kyoto.lg.jp 電 話 : 075-222-3346 (午前8時45分～午後5時30分、土日祝日を除く) F A X : 075-221-1253

組織名	京都市産業観光局農林振興室 京北・左京山間部農林業振興センター (右京区京北地域の方)
所在地	〒601-0251 京都市右京区京北周山町上寺田 1-1
連絡先	Eメール : keihokunourin@city.kyoto.lg.jp 電 話 : 075-852-1817 (午前8時30分～午後5時15分、土日祝日を除く) F A X : 075-852-1800